

産業廃棄物処分業許可証

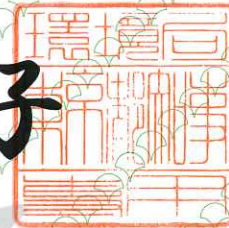
住所 東京都大田区城南島四丁目5番10号

氏名 株式会社永野紙興
代表取締役 迎 康行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 9月19日

許可の有効年月日 令和 8年 9月18日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取扱う産業廃棄物の種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（フィルム、PPバンドに限る。）

(以上1種類)

圧縮：廃プラスチック類（ペットボトルに限る。）、金属くず（空き缶に限る。）

(以上2種類)

破碎：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空き瓶に限る。）

(以上1種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区城南島四丁目5番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類 (フィルム、PPバンド に限る。)	0.96(t/日)	-----	平成18年7月1日	-----	-----
圧縮	廃プラスチック類 (ペットボトルに限 る。)	0.48(t/日)	-----	平成20年11月12日	-----	-----
圧縮	金属くず (空き缶に限る。)	1.28(t/日)	-----	平成20年11月12日	-----	-----
破碎	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず (空き瓶に限る。)	4.8(t/日)	-----	平成20年11月11日	-----	-----

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 18年 9月 19日 新規許可

令和 3年 9月 19日 更新許可 第3回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

